

職員の配置基準について

別添 5

職員配置の基準については、条例の基準を満たすこと。職員配置基準は条例に基づいており、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に比べて一部上回る基準を設けています。なお、法令や条例に規定されていない条件は、望ましい事項として記載するものです。

<職員配置基準>

	千葉市基準	【参考】国基準
施設長 ※	必置（1人）	必置（1人）
主任保育士	必置（1人） （定員30人以上に限る）	—
保育士 （保育標準時間認定を受ける児童が在籍する場合は、定数保育士の他に常勤換算1名分の保育士を置くこと。さらに、定員90人以下の保育所については、定数保育士の他に常勤換算1名分の保育士を置くこと。また、これとは別に非常勤保育士を1人置くこと。）	0歳児 3人に1人 1・2歳児 5人に1人 3歳児 15人に1人（注1） 4歳以上児 25人に1人（注1） ※0歳児の在籍が3名以下の保育所等の看護師には、別途要件あり。 ※常勤（各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間）の保育士が各組等に1人以上（乳児を含む各組等で保育士定数が2人以上の場合は2人以上）配置されていること。	0歳児 3人に1人 1・2歳児 6人に1人 3歳児 15人に1人 4歳以上児 25人に1人 ※0歳児の在籍が3名以下の保育所等の看護師には、別途要件あり。 ※常勤（各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間）の保育士が各組等に1人以上（乳児を含む各組等で保育士定数が2人以上の場合は2人以上）配置されていること。
嘱託医・嘱託歯科医	必置	必置
看護師	配置（1人）を考慮すること	—
栄養士	配置（1人）を考慮すること	—
調理員	配置（定員数に応じて） 定員 ～ 40人 1人 41人～150人 2人 151人～ 3人	配置（定員数に応じて） 定員 ～ 40人 1人 41人～150人 2人 151人～ 3人

（注1）当分の間、改正前の「千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づく職員配置基準も効力を有するものとするが、可能な限り上記記載の基準を満たす配置とすること。

※ 施設長は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者を配置すること。また、認可要綱第8条に定める要件を満たし、直接児童の保育に従事することができる者を配置すること。

※ 施設長及び主任保育士は、それぞれの業務に専任すること。

その他保育サービスに伴う保育士の配置

要配慮児保育	要配慮児3人に保育士1人（ただし、要配慮児の状況に応じ必要と認めた場合は職員を加配）
延長保育	保育士2人以上及び対象児童数に応じて必要な数を国基準で配置
一時預かり	保育士2人以上（兼務可）、年齢別の配置基準は通常保育の国基準に同じ
乳児等通園支援事業	保育士2人以上（兼務可）、年齢別の配置基準は通常保育の国基準に同じ

※保育士等の配置要件緩和について

以下のとおり保育士等の配置要件を緩和します。詳しくは別添10をご覧ください。

項目	内容
1 朝夕等の保育士配置の要件弾力化	条例で定めている保育士を最低2人配置しなければならない要件について、朝夕などの利用児童が少数である時間帯（配置基準を計算して1.4以下になる時）に限り、保育士の配置を1人とし、当該保育士に加えて、保育士資格を有しない一定の者を配置することができることとする。

2	幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用	配置基準上必要となる保育士の数の算定について、小学校教諭、幼稚園教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができることとする。
3	研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化	研修代替要員など利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数を超えて必要となる職員について、保育士資格を有しない一定の者を保育士とみなすことができることとする。